

## 3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その23～

## 遺言書が残されていた場合に期待される効果 その9（相続人不存在への対応）

## ● 相続人不存在への対応が可能に

少子化や未婚の人が増加していることによって、相続人が不存在の場合の相続事案も増加傾向にあります。また、相続人が全員相続の放棄をすることによって相続人が不存在になることもあります。その場合、利害関係人は、家庭裁判所に相続財産清算人の選任申立を行い、相続財産清算人が被相続人の財産の整理を行うこととなります。

相続人が不存在の場合でも、遺言書が残されていたときは遺言書によって受遺者が財産を取得することができます。

## (1) 相続財産全部の包括受遺者が存在する場合

民法951条（相続財産法人の成立）の規定は、相続財産の帰属すべき者が明らかでない場合におけるその管理、清算等の方法を定めたものです。

包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有し（民法990）、遺言者の死亡の時から原則として被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものであって、相続財産全部の包括受遺者が存在する場合には相続財産法人による諸手続を行わせる必要がないから、遺言者に相続人が存在しない場合でも相続財産全部の包括受遺者が存在する場合は、民法951条にいう「相続人のあることが明らかでないとき」に当たらないものと考えられます（最高裁：平成9年9月12日判決）。

## (2) 遺言書が残されていたが、相続財産の一部についてだけ遺贈するとしてある場合

受遺者は家庭裁判所に相続財産清算人の選任の申立てを行い、相続財産清算人の選任が行われたら、一部包括遺贈又は特定遺贈の場合には、遺言書に指定のある財産はその受遺者が遺贈によって取得することができます。

しかし、遺言書に指定のない財産は相続財産法人に帰属し、手続きを経て特別縁故者への財産分与又は国庫に帰属することになります。

## (3) 相続人が誰もいない場合に養子縁組を行うか遺言書か

相続人が誰もいない場合に、養子縁組が行われると相続人不存在にはなりません。養子縁組が遺言と異なる点は、養子縁組の同意が必要で、養子縁組の届出書を市区町村に提出しておかなければなりません。また、一方的に養子縁組を撤回（離縁）することはできません。

一方、遺言書ですべての財産を遺贈する旨指定しておけば、同様に相続人不存在にならないし、遺言を撤回する場合でも、受遺者の同意を必要としません。

（文責：山本和義）